

添 付 書 類 一 覧 表

◎ 留意事項

- 1 この表の中で「・」は「及び」、「、」は「又は」を示します。
- 2 すべての図面には方位及び縮尺、水関係の図面には流水方向を記すよう求めるものとします。
- 3 書面や図面は、複数の内容を一葉に兼ねたものでも表中の「必要とする内容」が具備していれば差し支えないものとします。
- 4 添付書類は、表中の「必要とする内容」が具備していれば、他法令の許認可等のために作成されたものと同じもので差し支えないものとします。
- 5 官公署の証明があるものは、概ね発行後3カ月以内の原本を添付するよう求めるものとします。
- 6 証明書・同意書等は、個人・法人名あてに交付されたものである場合に限り、農業委員会が原本を確認することにより県への進達は写しで差し支えないものとします（土地改良区の意見書又はそれと同等のものを除く）。
- 7 この表の書類は例示ですから、表中の「必要とする内容」を勘案しながら必要と認められる書類の提出を求めるものとします。
- 8 個別の事情により誓約書又は顛末書等の提出を求めるときは、必要とする理由を説明するものとします。

第1 全農地共通

必要とする内容	書 類 の 例 示
1 申請者の適格性等を確認できるもの	①（全ての場合） ②（所有者の住所等が登記と異なる場合） ③（法人の場合） ④（地縁団体の場合） ⑤（任意団体の場合） ⑥（受任者の場合） ⑦（仮換地状態の場合） ⑧（一時利用地指定状態等の場合）
2 事業計画地と隣接地等の現況を確認できるもの	①（全ての場合）
3 事業計画地の配置計画の具体性を確認できるもの	①（全ての場合） ②（全筆でない場合）
4 建物、施設、事業の具体性を確認できるもの（該当する「場合」が複数であるときは、全ての内容を満たす書類が必要）	①（全ての場合） ②（造成が伴う場合） ③（取水が河川等と関係する場合） ④（個人・集合住宅の場合） ⑤（資材置場の場合） ⑥（砂利等採取の場合） ⑦（建売分譲の場合） ⑧（宅地分譲の場合） ⑨（事務所、工場、倉庫、店舗等の場合） ⑩（植林の場合） ⑪（道水路の場合） ⑫（駐車場の場合） ⑬（残土捨場の場合） ⑭（一時転用の場合） ⑮（転用後に施設を貸し付けする場合） ⑯（土地開発公社の受託事業の場合） ⑰（その他）
5 申請地の農地区分を確認できるもの	①（全ての場合）

必要とする内容	書 類 の 例 示
6 事業計画者の資金の準備状況を確認できるもの	①（全ての場合）
7 事業計画者の申請内容の信用性を確認できるもの	①（全ての場合） ②（営利・開発目的の事業の場合） ③（転用実績のある場合） ④（過去の転用事業に未完了がある場合）
8 申請地、事業に関連する権利者の同意、調整状況を確認できるもの	①（全ての場合） ②（土地改良区の地区内にある場合） ③（②が30日以内に出ない場合） ④（事業に水利、漁業権が関係する場合） ⑤（貸借権、共有等の権利者がいる場合）
9 遅滞なく申請に係る事業を行う計画であることを確認できるもの	①（許可後1年以内に完了できない場合） ②（一時転用の場合） ③（建売分譲の場合）
10 事業に関連する他法令の内容とその許認可の状況・見込みを確認できるもの	①（全ての場合） ②（他法令が関連する場合） ③（建売分譲、宅地分譲等の場合） ④（砂利等採取の場合）
11 一体として使用する農地以外の使用できる見込みを確認できるもの	①（全ての場合） ②（農地以外の土地がある場合）
12 事業で必要とする面積の適正さを確認できるもの	①（所定面積を超える一戸建住宅の場合） ②（一戸建住宅以外の場合） ③（大規模小売店舗の場合） ④（必要とする根拠が法定等の場合）
13 土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止の措置計画を確認できるもの（日照不足、資材崩れ等）	①造成が伴う場合、 取排水が水路等と関係する場合） ②（砂利採取等の場合） ③（植林の場合） ④（特に必要な場合） ⑤（その他）
14 農業用排水施設の有する機能への被害防除の措置計画を確認できるもの	

第2 農用地区域内にある農地の場合

必要とする内容	書 類 の 例 示
1 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認できるもの	①（全ての場合）

第3 第1種、甲種、第2種農地の場合

必要とする内容	書 類 の 例 示
1 他に適地がないこと等を確認できるもの	①（左記を理由とする場合） ②（①の理由が既存施設の拡張の場合）
2 農業従事者の就労機会の増大に寄与する施設であることを確認できるもの	①（左記を理由とする場合）
3 公益性が高い事業と確認できるもの	①（左記を理由とする場合）